

特別徴収義務者の皆様へ（入湯税の事務手続き等について）

◎申告事項に異動があった場合の手続について

経営申告の際に提出した申告書の事項について変更等があった場合には、直ちにその旨を「入湯税に係る経営異動申告書」により申告してください。

◎利用者からの徴収と毎月の申告について

利用者から徴収した入湯税については、申告期限までに申告納入してください。

（申告期限を過ぎて申告や納入がされると、加算金や延滞金がかかります。）

◎帳簿記載義務

毎日の入湯客数等を帳簿に記載し、記載の日から1年間は保存してください。（草津町税条例150条）※条例上、帳簿は1年間保存しなければならないと定められていますが、更正等が生じる場合も考慮し、帳簿は可能な限り5年間保管をお願いいたします。（草津町役場ホームページから帳簿の様式をダウンロードできますのでご利用ください。）

◎特別徴収義務者証の掲示について

交付された「特別徴収義務者証」は利用者の見やすい場所へ掲示してください。

交付された「特別徴収義務者証」は入湯税の特別徴収義務者でなくなった場合には返納していただきますので紛失しないようにしてください。

◎入湯税の特別徴収義務者で無くなった場合について

温泉を利用しなくなった等、入湯税の特別徴収義務者に該当しなくなる場合は、直ちに「入湯税に係る経営異動申告書」や「入湯税に係る鉱泉浴場休業・廃業届」により申告・届を提出してください。

◎罰則規定

・入湯税に係る徴税吏員の質問検査に対し、帳簿書類その他の物件の検査を拒み、妨げ又は忌避した者や帳簿書類で虚偽の記載した者などは1年以下の懲役や50万円以下の罰金刑を科される場合があります。

（地方税法第701条の5、701条の6）

・入湯税に係る帳簿書類を正当な理由がなく記載しなかった場合や保存すべき帳簿を1年間保存しなかった場合には3万円以下の罰金刑を科される場合があります。

（草津町税条例第151条）

・納入すべき入湯税の全部又は一部を納入しなかった特別徴収義務者は5年以下の懲役や100万円以下の罰金刑を科される場合があります。（地方税法第701条の7）

◎税務調査

入湯税の適正かつ公正な課税を期するため、電話による確認のほか、実地調査を行っています。調査の際には、関係する資料の提示をお願いする場合がありますので、ご協力をお願いします。